

## 職員基本条例（退職管理）に関する市長発言等

橋下市長（4月13日 財政総務委員会）

職員の再就職を全面禁止するわけにはいきません。

ただ、2つの規制の観点といいますか、ルールをつくる観点があつて、二つは再就職の仕方ですね、仕方の問題。これは原則役所のあつせんは禁止になると。（略）あつせんじゃないやり方で再就職をするということになれば、自力で見つけてくるのか、ハローワークを使うのか、その中に一つ、この大阪市役所が設ける人材データバンクというのも位置づけられます。ですから、再就職のやり方の問題、これはあつせんを原則禁止にして、あつせんでないやり方で再就職するんだったら再就職してくださいねという形をとる。

もう一つは、あつせんじゃないやり方であったとしても、この団体には行っちゃいけないでしようっていう、そういう団体があると思います。それは外郭団体だったり、補助金が多額に出ている団体だったりとか、役所の規制の対象が及ぶような団体だったりとか。（略）この2つの観点からルールを定めなければいけないということになりますので、今、委員が言われたように、あつせんじゃない形であったとしても、人事監察委員会のそのチェックをしっかりと受け、人材データバンクを通したとしてもこの団体はやっぱりだめだよねっていうところはしっかり決めていかなきゃいけないと思うんですね。

（略）

人事監察委員会というのも法律上の組織でもありませんから、最終的な決定権は僕自身が持たなきやいけないと思っていますけれども、その判断をする際のやはり何かルールとか、よりどころとなる準則ですよね、そういうものがないと判断はできません。実際に僕が個別、何か判断するというよりも、実際のところは事務局でその準則に照らして、いいか悪いかを事務局が数百件の事例、判断していくかと思いますのでね。やっぱり承認するかどうかの、要は基準というものをしっかりとこれを人事監察委員会で打ち立ててもらって、最終的には僕がそれに基づいて承認をするかどうかを決めていくという趣旨で、人事監察委員会のほうにルールをつくってもらいたいと言いましたけども、それは僕自身が判断をするよりどころをつくってもらいたいという趣旨です。

職員基本条例 付帯決議（5月25日 本会議）

職員の再就職規制については、憲法で保障する「職業選択の自由」に十分配慮し適正に実施すること。

### 橋下市長（6月26日 第1回人事監察委員会）

この大阪において、公務員の再就職とはこうあるべきということを、ひとつの日本のモデルを示していただくためにも、退職管理部会は全国から注目されております。私も条例までは作りましたが、実際の個別事例についてどのようにチェックし、どのように規範を作っていくのか、誰もやったことのない新たなチャレンジでもありますので、どうか委員の皆様の智恵をここに注ぎ込んでいただきたいと思っております。

### 橋下市長（11月13日 財政総務委員会）

外郭団体役員に市OB職員を推薦することは行いません。

推薦しない中で再就職をしていく際には、先ほど言いました職員基本条例の人事監察委員会のチェックが入ることになると思うんですが、そもそもその外郭団体の役員ポストに新たな人選を選任する場合には、広く業務にふさわしい人材を求め、最適な人材を充てることにしていきたいと思っています。

団体の自立性ということを考えると、どこまで役所サイドがその役員人事に口をはさめるかというのはいろいろあるかとは思うんですけども、（略）基本的にまずは公募という形で、外郭団体評価会議で議論してもらって団体の自立性ということを考えなければいけない例外的な場合はどういうところなのか、というところを詰めていきたいと思っております。

### 橋下市長（11月20日 第5回退職管理部会（再就職審査）報告）

再就職審査に関する「論理」については、事例の積み重ねによるルール作りの過程にあり、今回の審査結果を先例事項として捉えないこと。

### 橋下市長（12月21日 記者会見）

人事監察委員会もですね、これ機能し始めまして、不承認という案件も出ております。（略）まだどういう場合が承認、どういう場合が不承認なのがってのは、これはもう事案の積み重ねしかないなというふうに思ってたんですが、パッとこの不承認の理由を見るところですね、ハローワークなんかを活用すればいいじゃないかと、これ職員を求めるですね、求人する会社の方ですね、会社の方をわざわざそんな市の人材データバンク見なくても、ハローワークを活用すればいいじゃないかというような理由ですね、不承認となってることもあります。